

書 評 と 紹 介

野依智子著

『近代筑豊炭鉱における 女性労働と家族』

——「家族賃金」観念と「家庭イデオロギ
ー」の形成過程

評者：千本 暁子

本書は、明治期から昭和初期にかけての、筑豊炭鉱の女性鉱夫を対象としている。女性鉱夫の労働実態や生活について詳細に論じた本書は、学術書としては最初のものではないかと思う。まずは、新しい領域を切り開いたことに敬意を表したい。

戦後、炭鉱の労働史研究は、経済史家により意欲的に取り組まれてきたテーマのひとつである。そして炭鉱の女性労働に焦点をあてた研究としては、西成田豊の「石炭鉱業の技術革新と女子労働」（中村政則編著『技術革新と女子労働』東京大学出版会、1985年）がよく知られている。

近年では、ジェンダー史研究の領域で、炭鉱の女性労働研究が行われるようになった。「ジェンダー史研究」といっても、その多様性も指摘されているので、評者は、「ジェンダー関係（男女の差異）の構築過程を明らかにすることを目的に、史料を読む研究」と理解して使用したい。ジェンダー史研究の動向を強く意識した本書も、女性鉱夫が雇用労働から主婦へ変容していく過程を通して、労働の場におけるジェン

ダー関係の構築過程を明らかにすることを課題としている。

1 構成と内容

本書の構成と、各章の内容は以下の通りである。

序章／第1章 夫婦共稼ぎの筑豊炭鉱／第2章 坑内保育所の成立・発展と女性鉱夫／第3章 女性鉱夫の変容／第4章 炭鉱主婦会による生活改善活動／第5章 安全運動における「家庭」イデオロギー／終章

第1章では、女性鉱夫の職種、賃金、賃金支払方法、労働時間などを史料に基づいて実態を明らかにしている。筑豊炭鉱では、全国の主要炭鉱と比べて女性鉱夫、とくに坑内で働く鉱夫が多かった。炭層の特徴から、男性の先山（さきやま）が鶴嘴で石炭を掘りくずし、女性の後山（あとやま）がこれを人力で運び出すという手労働に依存していたからである。1913（大正2）年の資料によれば、筑豊炭鉱では男性鉱夫の61%が有配偶で、夫婦共稼ぎ率は46%であった。有配偶女性鉱夫の60%が20～34歳層であるという全国調査から、筑豊炭鉱でも同様の傾向が推測できるとし、乳幼児を抱える女性鉱夫が多かったこと、育児については、幼い兄妹や子守りに委ねるか、坑内で育児をするなど、「就労と育児の未分化」（44頁）状態が紹介されている。

第2章では、女性鉱夫の就労と育児を分離するために、炭鉱側が坑内保育所を設置した経緯が詳細に示されている。炭鉱側が坑内保育所を設置した背景として、女性鉱夫の乳児保育のための休業が多いこと、また出産後の休業からそのまま非稼働になって後山が不足すること、ま

たそれにともない先山までも休業となるという事情があったことが指摘されている。

第3章は、女性鉱夫の深夜業や坑内労働の禁止が、鉱夫家族に及ぼした影響について考察し、本書が課題とする「労働の場におけるジェンダー関係」が構築される過程を明らかにしようとしている。1928（昭和3）年に鉱夫労務扶助規則が改正され、女性鉱夫の深夜業と坑内労働が禁止されることになった。そこで炭鉱は、採炭過程の機械化と労働力編成の再編を進め、1930年9月から10月をピークに、坑内女性労働者の解雇を進めた。

炭鉱は、女性鉱夫の深夜業と坑内労働の禁止により、鉱夫家族の家計費が減少することを懸念した。そこで、夫である男性の先山賃金を増額するとともに、坑内労働に従事できなくなった女性後山には内職を斡旋するなど、妻の失業による家計逼迫を緩和させようとした。具体的には夫婦共稼ぎで一日平均4円50銭前後あった賃金を、夫の賃金を3円50銭とし、あとは妻の内職と家計のやりくりに期待したのであった。こうして男性稼ぎ主による「家族賃金」観念が形成され、労働の場にジェンダー関係が構築された。

このように、基本的には夫の収入で生活しなければならなくなったので、男性賃金は「家族賃金」であるが、男性賃金だけでは家計を賄えないのであるから、「家族賃金」観念にすぎないとも論じている。

第4章では、「良妻賢母たること」と「生活改善に意を用いる」ことを目的として全国的に組織化が進んでいた主婦会が、炭鉱にも普及していく経緯が明らかにされている。福岡県下では1925（大正14）年に、県主催の「工場鉱山等主任者協議会」が開催されたが、その要項に、青年団や処女会とともに、主婦会の組織化が明記された。その後、福岡県下の市町村主婦会の

組織化は進んだ。主婦会設置率が8割をこえた1928（昭和3）年には、未設置の市町村に対して組織化を要請している。これを受けて炭鉱主婦会の設置は急速に進められ、三井田川では、1928年の3月から12月にかけて全坑において主婦会が設置された。こうした主婦会の活動は、女性鉱夫に対して、良妻賢母思想を奨励し、「主婦」役割は母役割を強調することとなり、坑内労働から排除された女性鉱夫を「主婦」へと変容させたと論じている。

ただ、1902（明治35）年に設置された三井三池鉱業所婦人会が女性鉱夫も構成員としていたことや、主婦会の設置が進められた1928年という時期は、女性鉱夫の大量解雇が行われた1930（昭和5）年以前であることから、炭鉱主婦会では女性の就労と「良妻賢母」思想とが矛盾することなく併存していたとも指摘している。

第5章は、大正期に日本に導入された安全運動が、筑豊炭鉱においては炭鉱主婦会の生活改善運動のひとつとして取り組まれた経緯を明らかにし、安全運動の内容と性格を分析している。「安全は家庭より」というスローガンのもと、安全運動は鉱夫家族の家庭生活に密接に関わりながら展開された。ここでは、機械化により炭鉱労働から排除された女性鉱夫に対して、「家庭」イデオロギーを媒体として、「主婦」役割を求めていったとする。

女性鉱夫が解雇をともなう坑内労働禁止を受容し、「主婦」へ変容できたのは、坑内保育所や炭鉱主婦会、炭鉱主婦会による生活改善活動や安全運動などが、女性鉱夫とその家族に「母性」「主婦」「家庭」などのイデオロギーを浸透させるイデオロギー装置として作用したためであるというのが、本書の結論である。

2 ジェンダー関係はどのように構築されたのか？

一次史料を駆使し、さらには統計データを用いて、客観的な数字で鉱夫の労働や生活実態を浮かび上がらせたうえで、ジェンダー関係の構築化過程を明らかにしようとする手法は、言説分析を中心とするジェンダー史の手法とは一線を画するものである。では、史料やデータで明らかにした実態から、ジェンダー関係の構築過程が解明できたのかどうかを見ていきたい。

まず、著者が筑豊炭鉱において労働の場におけるジェンダー関係が構築される契機となったのは、1928（昭和3）年に鉱夫労役扶助規則が改正され、女性鉱夫の深夜業と坑内労働が禁止されたことによるという見解について検討したい。鉱夫労役扶助規則の改正以前には、労働の場におけるジェンダー関係はなかったのだろう。

鉱夫労役扶助規則改正以前の1913（大正2）年の調査から、筑豊炭鉱における夫婦共稼ぎ率は46%であり、そのほとんどが夫婦で一先山一後山の採炭労働に従事していた、と推測できる。たしかに筑豊炭鉱では、他地域の炭鉱に比べて女性の共稼ぎ率が高い。しかし有配偶の男性鉱夫の54%の妻は、炭鉱での労働に従事していなかった。妻が就業していない理由は、様々であろう。炭鉱以外に就業機会が乏しい、子供の数が多くて就労できない、炭鉱労働で体調を崩したといった理由で、半数の家庭において、妻は就業していなかったと思われる。

この点は全く問題とされず、「筑豊炭鉱の採炭過程においては、一先山一後山という夫婦共稼ぎ就労が一般的であったため、女性鉱夫の坑内労働禁止つまり後山夫の解雇に際して、男性稼ぎ主による『家族賃金』が形成された。そしてその直接的原因は、『保護』の名による鉱夫労役扶助規則改正であるが、実質的には採炭過

程の『機械化』によるものであった。つまり、炭鉱労働におけるジェンダー関係は、女性鉱夫の家族内性別分業に規定されたわけではなく、採炭過程の機械化、すなわち労働過程の合理化にあったのである。」（251～252頁）という議論は、鉱夫労役扶助規則改正以前には、筑豊炭鉱の鉱夫家族には家族内性別分業がなかったとしているようである。著書は女性鉱夫の育児の問題を論じる中で、女性鉱夫が仕事に出るときには、自分の弁当と夫の弁当、「子守り」の弁当も用意をしていくという元女性鉱夫の話を紹介している。こうした女性鉱夫の労働と家事に追われる姿や、半数の家族においては夫だけが鉱夫として働いていたという実態を見てはじめて、「労働と家族との関連を包摂した労働過程のジェンダー分析」（12頁）が可能となるのではないだろうか。

そもそも著者は、「ジェンダー関係の構築」をどのような意味で使用するのか、またなにをもって「ジェンダー関係の構築」とするのかも明示的に論じていない。ジェンダー関係を男女の差異と理解すれば、坑内労働における「男は先山、女は後山」という形態そのものにも、ジェンダー関係が存在していることになるのではないだろうか。全体を読んで推測するに、一先山一後山という夫婦共稼ぎで就労している段階では「ジェンダー関係は未構築」であったとみなしているようである。たとえば、家計における炭鉱女性労働を分析した箇所での、『後山夫』の生活を支える労働」（57頁）『選炭夫』の家計補助的労働」（60頁）という表現から、男は先山、女は後山として夫婦共稼ぎで就労していたときには、後山の妻の労働は生活を支える労働でありジェンダー関係は構築されていなかったが、女性鉱夫が坑内労働から排除されたのちは、たとえ妻が選炭夫として収入を得ようとも、家計補助的労働に位置づけられるようになった

と考えているようである。このように妻の収入額をジェンダー関係構築の基準とするにしても、「家計補助的か否か」の基準を、「選炭夫は、日給・時間給で後山賃金との比率はおよそ2：1であった。よって採炭夫の労働は、家計補助的労働と位置づけられる」（253頁）とする点は、議論が必要だろう。

次に、「家族賃金」観念の形成についてである。「妻の失業対策として男性賃金に『生活給的賃金』つまり『家族賃金』という意味合いが付与されたのであろう」（143頁）と、「家族賃金」観念の形成過程を説明する。ところが既述のように、半数の鉱夫家族は、妻は就業しておらず、基本的には夫の収入だけで生活していた。したがって採炭夫の男性賃金の引き上げは、夫婦共働きの鉱夫家族に対しては自立の維持を目的としており、夫だけが働いていた鉱夫家族にとっては、より安定した生活を可能とする「家族賃金」となったと言えはしないか。家族賃金という視点で歴史分析をおこなうのであれば、「家族賃金」観念の形成ではなく、「家族賃金」がどのような条件のもとで、どのようにして実現したかといった点の解明が期待されよう。

最後に、坑内労働が禁止されて女性は主婦化を受容したという実態を明らかにできれば、ジェンダー関係が構築されたという議論も説得力

あるものとして理解されよう。夫婦で一先山一後山の採炭労働に従事していたものは、頻繁に移動していたといわれている。また改正された鉱夫労務扶助規則の適用を受けない炭鉱では、坑内保育所が新たに設置された（136頁）ことから、妻が後山として就労できる新たな就業機会を求めて移動した鉱夫家族の存在が推測できる。移動しなかった鉱夫家族には、その理由があったであろうし、結果として内職をするか、賃金が半分の選炭夫になるか、仕事を辞めるか、の選択をしたのではないか。イデオロギー装置により主婦化を受容するほど、女性鉱夫は受け身の存在であったのかどうかは検討の余地があるだろう。

本書が明らかにした女性鉱夫の労働や生活実態は、女性労働の歴史研究をさらに発展させるために、大いに参考になるだろう。興味深い指摘も多く、議論したいところであるが、本書が「労働の場におけるジェンダー関係の構築過程を明らかにする」ことを課題としているので、この点に焦点をあてて論じた。

（野依智子著『近代筑豊炭鉱における女性労働と家族—「家族賃金」観念と「家庭イデオロギー」の形成過程』明石書店、2010年2月刊、269頁、定価4,500円＋税）

（ちもと・あきこ 阪南大学経済学部教授）